

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義) 第八条 (略) 236 (略)</p> <p>37 この規則において、「共通支配下の取引等」とは、結合当事企業又は事業の全てが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合における企業結合及び企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。以下この項において同じ。）を支配する企業が、子会社の株主のうち企業集団に属さない株主との間で、当該子会社の株式を交換する取引をいう。</p> <p>383 (略)</p> <p>(取得による企業結合が行われた場合の注記) 第八条の十七 (略) 一・二 (略)</p> <p>三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳</p> <p>四 (略)</p> <p>五 主要な取得関連費用の内容及び金額</p> <p>六九 (略)</p> <p>十 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由</p>	<p>(定義) 第八条 (略) 236 (略)</p> <p>37 この規則において、「共通支配下の取引等」とは、結合当事企業又は事業のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合における企業結合及び企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。以下この項において同じ。）を最終的に支配する企業が、子会社の株主のうち企業集団に属さない株主との間で、当該子会社の株式を交換する取引をいう。</p> <p>383 (略)</p> <p>(取得による企業結合が行われた場合の注記) 第八条の十七 (略) 一・二 (略)</p> <p>三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及びその内訳</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (新設)</p> <p>五八 (略)</p> <p>九 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得</p>

十一 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第十号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3 第一項第十一号に掲げる影響の概算額は、次に掲げる額のいずれかとし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一・二 (略)

4 前事業年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しが生じた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

5 第一項、第二項及び前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十八 当該事業年度において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第一項第一号から第十号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したときに貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額を注記しなければならない。

2～4 (略)

原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

十一 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第九号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3 第一項第十号に掲げる影響の概算額は、次に掲げる額のいずれかとし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

4 第一項及び第二項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十八 当該事業年度において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第一項第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したときに貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額を注記しなければならない。

2～4 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

第八条の二十 (略)

一・二 (略)

三 子会社株式を追加取得した場合には、第八条の十七第一項第三号、第四号及び第八号に掲げる事項に準ずる事項

2・3 (略)

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第八条の二十五 貸借対照表日後に完了した企業結合又は貸借対照表日後に主要な条件について合意をした企業結合が重要な後発事象に該当する場合には、当該企業結合に関する事項について、第八条の十七(第一項第二号、第十号及び第十一号を除く。)、第八条の二十又は第八条の二十二の規定に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については、記載することを要しない。

2・3 (略)

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 (略)

2 第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記)

第九十五条の五の三 潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。))に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一

(共通支配下の取引等の注記)

第八条の二十 (略)

一・二 (略)

三 子会社株式を追加取得した場合には、第八条の十七第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に準ずる事項

2・3 (略)

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第八条の二十五 貸借対照表日後に完了した企業結合又は貸借対照表日後に主要な条件について合意をした企業結合が重要な後発事象に該当する場合には、当該企業結合に関する事項について、第八条の十七(第一項第二号、第九号及び第十号を除く。)、第八条の二十又は第八条の二十二の規定に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については、記載することを要しない。

2・3 (略)

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 (略)

2 第三十二条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記)

第九十五条の五の三 潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。))に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した

株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。) 及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければなら

2・3 (略)

一株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。) 及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければなら

2・3 (略)

一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案

現行

様式第七号
【株主資本等変動計算書】
(略)
(記載上の注意)
1. ～ 6. (略)
7. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
8. (略)

様式第七号
【株主資本等変動計算書】
(略)
(記載上の注意)
1. ～ 6. (略)
(新設)
7. (略)